

■ 書 評



精神科医のためのケースレポート・医療文書の書き方 実例集

山内俊雄, 松原三郎 編
中山書店 2011年6月
464頁, 定価 9,240円

本書はその書名のとおりに、精神科医の専門医資格取得のための文書、診療情報提供書や診断書などの医療文書、および精神鑑定書などの文書の書き方に関する指導書及び実例集である。本書は全440ページ余のうち、専門医資格取得関連が110ページ、医療文書が280ページ、鑑定書が27ページ程度で構成されている。

このうち特に充実しているのが、日本精神神経学会 精神科専門医取得のための申請文書と症例報告集であり、約80ページを占めている。専門医制度の研修開始申請書、研修手帳の研修項目評価表の実例が掲載されている。これをみると、指導医署名欄は必ずしも署名である必要はなく、氏名のスタンプでもよいことが見て取れる。症例報告は各分野の専門家による30例が掲載されており、症例の豊富さは特筆できる。

専門医資格取得の文書の章は、総合病院精神医学会、児童青年精神医学会、老年精神医学会、てんかん学会、睡眠学会の専門医/認定医の概要が掲載されている。

医療文書の項では、紹介状と返事の書き方の具体例13例が示されている。

医療文書の中では、性同一性障害関係書類（戸籍の変更など）が多数例示されている。

最後に、評者の意見を述べる。国民年金・障害基礎年金診断書（精神の障害用）の作成を求められる機会が増加した。特に、初診日から1年6ヵ月目の「障害認定日」に遡っての診断書を求められる場合、“日常生活能力の判定”や“日常生活能力の程度”を記載するに足りる情報が外来診療録に記載されていないことがある。このような場合どう記載すべきか基準を示していただければありがたい。

また、生活保護精神疾患入院要否意見書では、要入院医療の見込み期間の記載に注意が必要である。入院見込み期間は月ごとに計算される。例えば、患者が9月18日に入院し、10月10日頃まで入院治療が必要な場合は、実際の入院見込み期間が22日間であっても、“要入院医療 見込み期間2ヵ月”と記載する必要がある。生活保護の審査では暦月ごとに1ヵ月と計算されるため、9月と10月の2ヵ月間の入院期間と算定される。これを失念している医師が散見される。

診断書、意見書、届け出文書などは、文書作成側と、文書を審査する側がある。文書を審査する医師による執筆も必要と考える。

また、鑑定書の項では、捜査関係事項に関する回答書の項がある。ここももう少し具体的な紹介がほしかった。

本書は、この領域で最新の情報を盛り込んでおり、精神科専門医を目指す若い医師にとって日常業務に際して必携の書籍である。また、申請書などの書式の変更があるため、経験豊富な医師にとっても最新版として実用的である。

(有馬邦正)